

長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長岡京市産の間伐材等の活用を図り、適正な森林整備と地域資源循環型社会を構築し、もって地球温暖化防止に寄与するため、薪ストーブを設置するものに対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することに関し、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「薪ストーブ」とは、薪、端材等を燃料として使用するストーブで、二次燃焼等により排煙を減少させる機能を有するものをいう。

(対象者)

第3条 長岡京市薪ストーブ購入設置補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 薪ストーブを市内の住宅又は事業所に設置し、暖房に使用するものであること。
- (2) 購入設置する薪ストーブは未使用品であること。
- (3) 薪ストーブの設置に当たり耐久性に十分配慮し、適正に維持管理を行うこと。
- (4) 補助金の目的を理解し、設置する薪ストーブに長岡京市産の薪を使用すること。ただし、長岡京市産の薪の販売が終了したときはこの限りでない。
- (5) 過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 市税を完納していること。

(対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、薪ストーブの本体、煙突及び付属品の購入及び取付工事並びに窓枠工事に係る経費とする。

- 2 補助金の額は、前項の経費の2分の1以内とし、10万円を限度とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、同一の建物について1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、指定された期間内において、長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 申請日前3月以内に取得した住民票の写し又は事業所の所在地が確認できる書類
- (2) 薪ストーブの購入設置に係る見積書の写し
- (3) 設置する薪ストーブのカタログ、仕様書等

- (4) 設置建物の位置図
 - (5) 薪ストーブの設置予定箇所の写真及び設計図
 - (6) 同意書(様式第3号)
 - (7) 委任状(代理申請の場合)
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、直接持参の方法により受け付けるものとする。
(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付について予算の範囲内において適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、適合していると認めたときは、補助金の交付及び交付する補助金の額を決定し、長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、適合していないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、長岡京市薪ストーブ購入設置補助金不交付決定通知書(様式第45号)により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達するため、必要な条件を付することができる。

(変更及び承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、長岡京市薪ストーブ購入設置補助金変更・中止申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、承認した場合には、長岡京市薪ストーブ購入設置補助金変更・中止承認通知書(様式第7号)により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、薪ストーブの設置を完了したときは、設置完了の日から起算して30日又は交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、長岡京市薪ストーブ購入設置補助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 薪ストーブの購入設置に係る領収書の写し
- (2) 薪ストーブの設置状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の補助金実績報告書を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付確定通知書(様式第9号)により補助決定者に通知するも

のとする。

(請求及び交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付請求書(様式第10号)により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、補助決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付は、補助決定者名義の金融機関口座への振込みにより行うものとする。
(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められるとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(調査等の協力)

第13条 市長は、この要綱による補助事業の適正な執行のため、薪ストーブの購入設置に関して必要な調査を行うことができる。

2 市長は、補助決定者に対し、薪ストーブの利用に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(処分の制限)

第14条 補助決定者は、補助金の交付の対象となった薪ストーブを市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、6年を経過した後はその限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付申請書

長岡京市長 様

(申請者)

住所

氏名又は法人名

印

長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

住所又は事業所の所在地	〒 ー 長岡京市
氏名又は法人（事業所）名	
電話番号	
設置場所	<input type="checkbox"/> 住所地と同一 <input type="checkbox"/> その他（長岡京市 ）
設置完了予定日	年 月 日
購入及び設置費用	円（税込）
交付申請額	円 （千円未満の端数切り捨て、上限10万円）
添付書類	(1) 申請日前3月以内に取得した住民票の写し又は法人の所在地が確認できる書類 (2) 薪ストーブの購入設置に係る見積書の写し (3) 設置する薪ストーブのカタログ、仕様書等 (4) 設置建物の位置図 (5) 薪ストーブの設置予定箇所の写真及び設計図 (6) 同意書 (7) 委任状（代理申請の場合） (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

長岡京市長 様

（申請者）

住所

氏名又は法人名

⑩

誓 約 書

私は長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付申請を行うにあたり、次に掲げる事項について、遵守することを誓約します。

- 1 長岡京市薪ストーブ購入設置補助金により購入した薪ストーブは、耐久性に配慮して設置し、適正に維持管理するとともに、効率的に使用します。
- 2 薪ストーブの使用にあたっては、薪の燃焼による煙の発生について、近隣住宅等の迷惑とならないよう配慮し、近隣住民等から苦情があった場合には、誠実に対応します。
- 3 火災予防上の安全を確保し、十分に注意します。
- 4 ゴミ等の廃棄物及び健康を害するおそれのあるものは、一切これを燃やしません。

様式第3号（第5条関係）

同意書

年 月 日

長岡京市長 様

住 所 長岡京市

（ふりがな）

氏名又は法人名

印

（生年月日） ※個人のみ

私は、長岡京市薪ストーブ購入設置補助金の交付申請に伴い、次の納付状況（納付額、申告の有無等）の確認のため、長岡京市長が照会することに同意します。

個人 又は 法人	個人市民税 固定資産税 都市計画税 軽自動車税 法人市民税
----------------	-------------------------------

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました長岡京市薪ストーブ購入設置補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 設置場所
- 3 補助金の交付の条件
 - (1) 誓約書の記載内容を遵守すること。
 - (2) 薪ストーブには長岡京市産の薪を使用すること。ただし、長岡京市産の薪の販売が終了した場合はこの限りでない。
 - (3) 薪ストーブの設置後6年を経過するまでは市長の承認を受けずに譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
 - (4) 薪ストーブが損傷又は消失したときには、速やかにその旨を市に届け出ること。
 - (5) 薪ストーブの使用状況に関するモニター調査等市の事業への協力を行うこと。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市薪ストーブ購入設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました長岡京市薪ストーブ購入設置補助金について、下記の理由により不交付とすることを決定しましたので、長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者名
- 3 設置場所 長岡京市
- 4 補助金不交付の理由
 - 長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付要綱における補助対象としての要件を満たしていない。
 - 薪ストーブの設置に関して法令、条例等に適合していない。
 - 必要な書類等の提出がなされていない。
 - その他
()

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

（申請者）

住所

氏名又は法人名

㊟

長岡京市薪ストーブ購入設置補助金変更・中止申請書

年 月 日付けで交付決定を受けました長岡京市薪ストーブ購入設置補助金について、下記の理由で（ 変更 ・ 中止 ）したいので、長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

変更又は中止の理由

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市薪ストーブ購入設置補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付で申請を受けました下記の長岡京市薪ストーブ購入設置補助金について、（ 変更 ・ 中止 ）を決定しましたので、長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 設置場所
- 3 決定の内容

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

（報告者）

住所

氏名又は法人名

㊟

長岡京市薪ストーブ購入設置補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けました長岡京市薪ストーブ購入設置補助金について、下記のとおり設置が完了しましたので、長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付要綱第8条の規定に基づき関係書類を添えて報告します。

記

1 設置完了年月日 年 月 日

2 補助金交付決定額

3 添付書類

（1） 薪ストーブの購入設置に係る領収書の写し

（2） 薪ストーブの設置状況が確認できる写真

（3） その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

長岡京市長 印

長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました長岡京市薪ストーブ購入設置補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

補助金交付確定額 円

様式第10号（第10条関係）

長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付請求書

長岡京市長 様

長岡京市薪ストーブ購入設置補助金交付要綱第10条第1項の規定により補助金の交付を請求します。

請求年月日	年 月 日
請求者の氏名	Ⓜ
郵便番号	
住所	長岡京市
電話番号	
補助金請求額	円
備考	

なお、補助金は、次の口座に振り込んでください。（口座名義人は、補助決定者本人に限る。）

金融機関名		支店名	
科目	1 普通	2 当座	
口座番号			
ふりがな			
口座名義人			

* ゆうちょ銀行の場合、振込用の店名・預金種目・口座番号（振替口座）が必要です。

* 上記通帳の写しを添付してください。